

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、本県警察職員が感染症等対処作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 警察職員に係る特殊勤務手当の支給の対象となる作業に感染症等対処作業を加えることとします。（第4条関係）
- (2) 本県警察職員が感染症等対処作業に従事した場合に支給する手当の額は、当該作業に従事した日1日につき340円とすることとします。（第6条関係）
- (3) 人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員に対しては、この条例に規定する特殊勤務手当のほかに、人事委員会規則の定めるところにより、予算の範囲内で特別の特殊勤務手当を支給することができることとします。（第10条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行し、(1)および(2)については、令和2年4月1日から適用することとします。

議第 号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(18) 感染症等対処作業

第6条中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 第4条第18号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき340円とする。

第10条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員に対しては、第3条の規定により支給する手当のほかに、人事委員会規則の定めるところにより、予算の範囲内で特別の手当を支給することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第6条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～16 省略</p> <p>(新設)</p> <p>17 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号まで、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したときは、勤務1回につき1,240円を支給する。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>(人事委員会への委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p><u>(18) 感染症等対処作業</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～16 省略</p> <p><u>17 第4条第18号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき340円とする。</u></p> <p>18 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号まで、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したときは、勤務1回につき1,240円を支給する。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>(人事委員会への委任等)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p><u>2 人事委員会の定める特別な危険を伴う特殊の勤務に従事する職員に対しては、第3条の規定により支給する手当のほかに、人事委員会規則の定めるところにより、予算の範囲内で特別な手当を支給することができる。</u></p> <p>付則 省略</p>